

請願 第36号

受付 令和4年11月25日

選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書

紹介議員 細谷典男 加増充子

・請願趣旨

取手市の近年の投票率は50%割れもあり慢性的低下状況であります。

選挙は民主政治の根本であり、選挙公報はより遍く有権者に届けられなければならない。有料の新聞購読者のみに折り込み配布は、不公平、知る権利の人権侵害、民主主義参政権への不当な制限でしかない。全世帯配布の入場整理券と同格の全戸配布を実現すべきである。市民は知る権利を主張している。取手市長選挙も近い。取手市選挙管理委員会は直ちに選挙公報全戸配布に向け検討し全力を尽くし行動してほしい。そのため今こそ、市民の直接選挙で当選された全ての市議会議員は、市民の信頼と期待の負託にこたえるため、全国に先駆け、民主主義政治への市民参加の門を大きく開ける選挙改革に奮闘してください。今般の案件は、選挙立候補締め切りと同時に以降の配布となる、かなり厳しい作戦となるが、市職員、公募等の配布協力市民等（例えの一例）による体制を整えれば、全戸一斉配布が可能ではないか。取手市の選挙公報は取手市の民主主義達成のため緊急に取り組むべき緊急課題です。

投票率の状況

平成31年4月取手市長選挙投票率 38.56% 令和2年1月取手市議会議員一般選挙投票率 43.86%

令和3年10月衆議院議員総選挙投票率 54.25%

当面の選挙等

近年の低投票率の向上対策は民主主義政治の根幹の課題である。

善良な市民に選ばれた取手市議会議員の真摯にして勇気あるご決断に期待します。

来年4月市長改選選挙があり、再来年1月には市議会改選があります。低投票の原因の一つとして入場整理券は全世帯に郵送されているのにもかかわらず、選挙候補者情報である唯一の選挙公報が全戸に届けられていないことが挙げられます。現状の市役所関係機関窓口等での配布、購読世帯逡減傾向の全国紙及び県紙という新聞折込による広報方法では全戸に行き届けることが不可能と言わざるを得ません。憲法が規定する公職の選挙権を保障するには全く不十分と言わざるを得ません。長年の選挙公報の方法、手段を反省し抜本的改革を緊急に解決する義務があると思います。憲法の保障する国民の権利に制限があってはなりません。

憲法14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

憲法93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

従って市民の住居、生活環境等により選挙公報が届かないことは重大な行政関係機関の怠慢と言わざるを得ません。市行政、選挙管理委員会の怠慢ではないでしょうか。全戸配布のための施策又は条例を制定してください。

・請願事項

1 選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和4年11月25日

請願代表者

住所 取手市戸頭9丁目13番20-5

氏名 取手市の選挙投票率向上をめざす選挙公報の
全戸配布を求める市民の会

代表 平 壽朗

取手市議会議長 殿